

1. 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等

■ 制度の現状・背景

保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・子どもを預けられるような環境を整備していく必要がある。

児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。

■ 改正内容

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。
 - ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・国による調査研究等
- もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

(こども家庭庁資料より)

1. 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等

■ 「保育者や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の改訂による「不適切な保育」等の概念の再整理

改訂前ガイドライン

(こども家庭庁 令和5年5月)

子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）

虐待等

- 虐待
- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、子どもの心身に有害な影響を与える行為

改訂後ガイドライン

(こども家庭庁・文部科学省 令和7年8月)

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

従来、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」があるものと整理していた。

- 日々保育の現場で行われる行為は、仮にその一つ一つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る、すなわち、日々の行為の延長に虐待があると解すべき。
- 「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理する。
- 日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。

1. 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等

■ 虐待の類型と具体例 (ガイドラインより)

行為類型	児童福祉法の規定	具体例
身体的虐待	被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	<ul style="list-style-type: none"> 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
性的虐待	被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。	<ul style="list-style-type: none"> 下着のままで放置する 必要の無い場面で裸や下着の状態にする こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む） 性器を見せる 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる わいせつな目的で裸や下着の状態を撮影する など
ネグレクト	被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活と共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。	<ul style="list-style-type: none"> こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置する こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） おむつを替えない、汚れている服を替えないと長時間ひどく不潔なままにする 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う 適切な食事を与えない 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する その他職務上の義務を著しく怠る など
心理的虐待	被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど） こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど） 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

1. 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等

■ 法令及びガイドラインに基づく対応

平常時

保育施設等

- より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等を行う。
- 園長等は振り返りの機会の確保、組織内で相談がしやすい職場環境づくりを行う。
- 園長等は子どもの人権・人格を尊重する意識を職員に徹底させる。

さいたま市

未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等を行う。

- 保育者資質向上研修会
- 幼児教育・保育相談員派遣事業
- 立入指導

事案発生時

- ①虐待を受けたと思われる児童を発見した者
②虐待を受けた児童

通報（①は児童委員を介して行うことができる）

都道府県又は市町村

通知（通報窓口と所管行政庁が異なる場合）

所管行政庁

所管行政庁（市町村）の対応

情報収集・事実確認

虐待有無の判断・指導等の方針決定

虐待と判断

安全確保措置の実施・
子どもに対する支援

虐待に該当しないと判断

引き続き注視・施設の状況等
を関係機関に情報共有・巡回
支援などの機会を増やし、必
要な相談、支援等を行う

▼さいたま市の通報窓口

施設類型	通報窓口
保育所（公立）	保育課 公立保育管理係
保育所（私立） 幼保連携型認定こども園	保育施設支援課 民間保育第1係
地域型保育事業	保育施設支援課 民間保育第2係
地方裁量型認定こども園 認可外保育施設	保育施設支援課 管理・認可外保育係
幼稚園 幼稚園型認定こども園	幼児政策課 幼稚園係
不明な場合、市外の施設	幼児政策課 幼児政策係

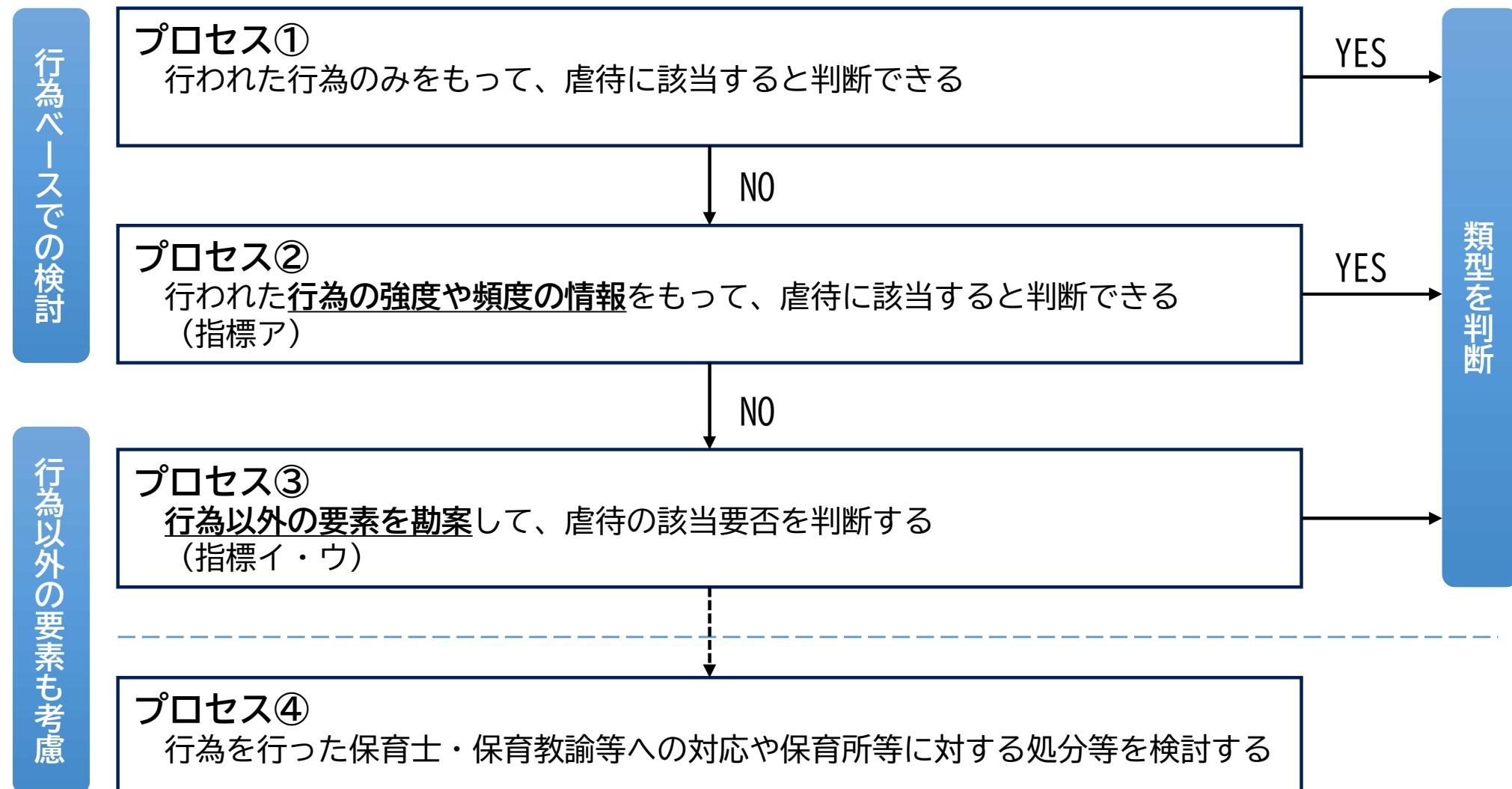
報告 → 審議会等

意見

報告 → 都道府県（公表）

1. 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等

■ ガイドラインに基づく虐待に係る判断プロセス



※行為を行った保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等については、処分等の検討に際して考慮する。

指標ア

行為そのものだけでは明らかに虐待であると判断できないものであっても、その強度や頻度によっては、虐待に該当する可能性がある。

指標イ

特にネグレクトや心理的虐待が疑われる行為については、保育士・保育教諭等がどのような意図でその行為を行ったのかという観点で、行われた行為を分析することも重要である。

指標ウ

行為によっては、行為が行われるに至った背景として、その時のことの状況や、行為が行われた結果として、その後のことの状況についても勘案する必要がある。